

平成十六年八月二日提出
質問第三三三号

年金保険料の還付に関する質問主意書

提出者 田中慶秋

年金保険料の還付に関する質問主意書

数十年前に支払った年金保険料の還付について、その額は当時の支払った額のみであるが、年数を経過して、金額の価値が当時とは違うものとなっているわけであり、また、被保険者が何らかの事情で、国民年金や厚生年金保険料を二重に支払っていたことを知らずに済ませてしまったということであるので、還付を適正に行うためにも、物価スライドのような調整が必要ではないかと考える。

また、年金保険料の還付にあたっては、被保険者が振込先などを記入した還付請求書を社会保険事務所へ郵送または持参することにより行うことになるが、郵送の場合、切手代は被保険者の負担となっており、実例として、還付額が最低の百円となるケースにおいては、切手代を差し引くと、実質の還付額がわずか二十円となってしまうわけであり、こうした還付額が目減りをなくすためにも、請求書郵送に要する切手代は国負担とすべきではないかと考える。

そこで、以下の事項について質問する。

1 年金保険料の還付にあたって、その額に物価スライドのような調整規定を法律に明記することを強く求めるが、如何か。

2 年金保険料の還付請求書郵送の際の切手代については、国負担とするよう強く求めるが、如何か。
右質問する。